

「エタボキサム」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

農薬エタボキサムについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添のとおりである。

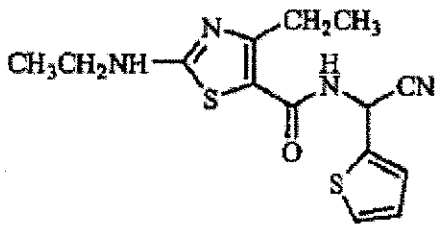
なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

エタボキサム

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 21 年 10 月 20 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	エタボキサム (Ethaboxam)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チアゾールカルボキサミド系の殺菌剤。具体的な作用機構の特定には至っていないが、病原菌の孢子形成等を阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)	
	適用作物: ばれいしょ(疫病)、ぶどう(べと病)等	
国際機関、海外での評価状況	使用方法:	散布等
	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
諸外国	米国:	ぶどうに基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議